

○ 測量業務の価格積算基準について（平成 5 年 3 月 25 日 付け 5 構 D 第 155 号 農林水産省 構造改善局長 通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
別 紙 測量業務の価格積算基準 1 適用範囲 この基準は、土地改良法(昭和 24 <u>年</u>法律第 195 号)に基づく土地改良事業、海岸法(昭和 31 <u>年</u>法律第 101 号)に基づく海岸事業及び地すべり等防止法(昭和 33 <u>年</u>法律第 30 号)に基づく地すべり対策事業のうち、農林水産省所管の国営土地改良事業等、直轄海岸保全事業及び直轄地すべり対策事業に係る測量業務について適用する。 2 [略] 3 測量業務費構成費目の内容 3-1 測量作業費 [略] (1) [略] (2) 間接測量費 間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録に要する費用、情報共有システムに要する費用（<u>登録料</u>及び利用料）、P C 等の標準的な O A 機器費用、熱中症対策費用とする。 なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。 (3) [略] 3-2・3-3 [略] 4 [略]	別 紙 測量業務の価格積算基準 1 適用範囲 この基準は、土地改良法(昭和 24 法律第 195 号)に基づく土地改良事業、海岸法(昭和 31 法律第 101 号)に基づく海岸事業及び地すべり等防止法(昭和 33 法律第 30 号)に基づく地すべり対策事業のうち、農林水産省所管の国営土地改良事業等、直轄海岸保全事業及び直轄地すべり対策事業に係る測量業務について適用する。 2 [略] 3 測量業務費構成費目の内容 3-1 測量作業費 [略] (1) [略] (2) 間接測量費 間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録に要する費用、情報共有システムに要する費用（<u>登録用</u>及び利用料）、P C 等の標準的な O A 機器費用、熱中症対策費用とする。 なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。 (3) [略] 3-2・3-3 [略] 4 [略]

改正後					現行				
別表－１					別表－１				
測量業務 諸経费率表					測量業務 諸経费率表				
(１) 諸経费率標準値					(１) 諸経费率標準値				
直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2) の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	適用区分等	下記の率とする	(2) の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b				A	b	
率又は変数値	95.8%	288.50	-0.084	61.4%	率又は変数値	91.2%	371.23	-0.107	51.7%
(２) [略]					(２) [略]				